

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月二十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめマート美作

所在地 美作市檜原下字土屋敷一二六八番一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

代表者の氏名 代表取締役 山西 泰明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 六十七台（店舗北側第一駐車場）

百六台（店舗東側第二駐車場）

四十四台（店舗北側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計二百十七台）

(変更後) 六十七台（店舗北側第一駐車場）

百六台（店舗東側第二駐車場）

十三台（店舗北側第三駐車場）

三箇所（駐車場三箇所合計百八十六台）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 六台（店舗北側第一駐輪場）

十一台（店舗北側第二駐輪場）

四十三台（店舗北側第三駐輪場）

三箇所（駐輪場三箇所合計六十台）

（変更後）六台（店舗北側第一駐輪場）

二十一台（店舗北側第二駐輪場）

二箇所（駐輪場二箇所合計二十七台）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）七箇所

（変更後）六箇所

4 変更年月日

平成二十七年八月十八日

二 届出年月日

平成二十六年十二月十七日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年十二月二十六日から平成二十七年四月二十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市経済部商工観光課